

野田市公告第 3 0 5 号

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により、別紙のとおり公告する。

令和 6 年 1 1 月 1 日

野田市長 鈴 木 有

- （１）境杉戸線バイパス関連道路改良工事（その 1）
- （２）防犯カメラ設置・更新工事
- （３）木野崎幹線水路浚渫工事
- （４）榎ノ内舗装補修工事
- （５）野田市関宿地域一般廃棄物収集運搬処理業務（可燃ごみ）（債務負担行為）

境杉戸線バイパス関連道路改良工事(その1)

公告日 令和6年11月1日

1 工事の概要

(1) 工事名	境杉戸線バイパス関連道路改良工事(その1)
(2) 工事場所	野田市関宿元町字東地先
(3) 工期	契約の翌日から令和7年3月14日まで
(4) 工事番号	野土道工(繰)第8号
(5) 概要	当該路線は主要地方道境杉戸線バイパス線に交差する現況が砂利道の道路であるが、本線開通に伴い交通需要が高まるため、道路改良工事を実施し、交通の円滑化を図るもの。
(6) 入札方法	本入札は、「ちば電子調達システム」を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。
(7) 週休2日制適用工事	本工事は、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制適用工事」の試行である。 詳細については、特記仕様書及び「野田市土木工事週休2日制適用工事試行要領」によるものとする。 ※詳細は野田市ホームページを参照すること。 [入札情報]→[入札制度等のお知らせ]→[11. 入札に関する要綱等] 野田市土木工事週休2日制適用工事試行要領 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。

(1) 基本的要件	①野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に登載されている者 ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者 ③野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成5年7月20日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者 ④野田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成12年5月11日制定）に基づく指名除外を受けていない者 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年が経過している者 ⑥入札日前6月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者 ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者
-----------	--

(2) 工事種目	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により次の許可を受けている者 <u>建設工事の種類（建設業法別表）：土木一式工事</u> <u>許可区分：一般建設業又は特定建設業</u> ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となる（建設業法第16条）。 <u>野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に「土木一式工事」で登録されていること。</u>
(3) 総合評定値	上記2（2）の工事種目における経営事項審査の総合評定値（P点）が次の点数以上の者（建設業法第27条の29第1項） <u>総合評定値：要件なし</u>
(4) 地域要件	本店の所在地が次の場所にある者 <u>所在地：野田市</u>
(5) 施工実績	公告日前5年の間において、上記2（2）の工事種目に係る次の額以上の建設工事を官公庁又は民間から受注したことがある者（履行が完了していること）。 <u>施工実績：300万円以上（契約1件当たり）</u>
(6) 配置予定技術者	上記2（2）の工事種目について、次の資格を有する者を技術者として配置できる者 <u>配置予定技術者：主任技術者又は監理技術者</u> <u>専任：無</u> ・公告日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。 ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない（建設業法第26条第2項）。

3 入札手続等

(1) 設計図書等の閲覧	ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載する。 （閲覧期間） この公告の日から開札の日まで
(2) 入札参加申請	入札に参加を希望する者は、「制限付一般競争入札参加申請書」に必要事項を記入し、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。 （入札参加申請受付期間） <u>令和6年11月1日（金）午前8時30分から</u> <u>令和6年11月11日（月）午後5時00分まで</u>
(3) 競争参加資格	入札参加申請をした者には、電子入札システムにより競争参加資格確認通

格確認通知	知書を送付する。 ただし、入札参加資格は開札後に審査するため、競争参加資格確認通知書が送付された場合であっても、入札参加資格を有すると確認したものではない。 入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指定して行う。
(4) 質疑	設計図書等について質問がある場合は、「質疑書」（指定様式）を電子メールで下記アドレス宛に送付し、管財課に送付した旨を電話により連絡すること。メールの件名は「（質疑）件名」とする。 ① 質疑受付期限 <u>締切日時：令和6年11月11日（月）午後5時00分まで</u> ② 送付先アドレス <u>nyusatsu@mail.city.noda.chiba.jp</u> ③ 回答方法 質疑書の提出等があった場合に、質疑受付期限の原則2日後（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに質疑回答書を入札情報サービスに掲載する。入札参加者は質疑回答書を必ず確認すること。
(5) 入札書の提出方法	① 入札書の提出 入札参加者は、電子入札システムにより、入札金額を入力し提出すること。入札書の受付締切後は、いかなる場合においても入札書を受け付けない。また、入札書を提出した後は、入札書の差し替え、訂正又は撤回をすることはできない。 （入札書受付期間） <u>令和6年11月15日（金）午前8時30分から</u> <u>令和6年11月18日（月）午後4時00分まで</u> ② 記載金額 契約金額は、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ③ 注意事項 入札書の提出後、入札金額の入力誤り等により入札を辞退したい場合は、開札日時までに、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を持参により提出すること。 なお、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので注意すること。
(6) 工事内訳書	入札に当たっては、入札書記載金額の内訳として、工事内訳書を作成し、電子入札システムの添付機能を利用して提出すること。 <u>工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札は無効となる。</u>
(7) 入札辞退	入札参加申込をした後で、やむを得ない事情により入札に参加しない場合は、次の方法により辞退届を提出すること。

	①入札書受付期間前は、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 ②入札書受付期間中は、辞退届を電子入札システムにより提出すること。 ③入札書受付期間後、開札日時までは、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 辞退届には、「自社都合」や「社内で検討した結果」等の不明確な理由ではなく、より具体的な理由を記載すること。 なお、入札参加者は辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。
--	---

4 開札の執行

(1) 開札	①開札日時 令和6年11月19日（火）午後1時40分 ②開札場所 野田市役所高層棟5階0A研修室
(2) 開札時の立会い	入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、開札日前日（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに管財課に電話により連絡すること。 なお、代表者もしくは受任者以外の者が立ち会う場合は、立会委任状を開札時に提出すること。
(3) 落札候補者	開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の入札額を提示した入札参加者を落札候補者として決定する。なお、落札候補者にはその旨を連絡する。 ただし、低入札価格調査基準価格を下回った場合はこの限りではない。
(4) 入札参加資格確認書	落札候補者は、その旨の連絡を受けた日の翌日（土・日曜日、祝日を除く）までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」を管財課へ持参により提出すること。
(5) 落札者の決定	落札候補者について、「制限付一般競争入札参加資格確認書」により資格審査を行い、入札参加資格要件に適合しているときに落札者と決定し、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。 適格者とならなかったときはその旨を通知するが、その場合は書面により説明を求めることができる。通知日から3日以内（土・日曜日、祝日を除く）に管財課に請求すること。

5 その他

(1) 予定価格	落札者の決定後に公表
(2) 保証金	①入札保証金：免除 ②契約保証金：納付 契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査基準価格を下回った金額で落札者となった場合は、10分の3以上とする。 なお、次のいずれかの方法により保証をとること。 (ア)金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえ

	ることができる。 (イ)公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。 (ウ)現金又は担保としての有価証券 ※詳細は指示書で確認すること。
(3)前払金・中間前払金・部分払	①前払金 契約金額が500万円以上（市内に本店を有する事業者にあつては、請負代金額が130万円以上）のとき、契約金額の40%以内で支払うものとする。 ②中間前払金 以下の要件を全て満たしている場合に、契約金額の20%以内で支払うものとする。 (1)当初の前払金の支払を受けていること。 (2)工期の2分の1を経過していること。 (3)工程表における工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 (4)工事の出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。 ③部分払 出来高の90%（前払金を含む）以内で、契約金額が500万円以上のときは2回以内とする。 ※契約締結前に中間前払金と部分払のどちらかを選択し、契約締結後は変更することはできない。
(4)電子くじ	落札候補者となるべき同価格の入札参加者が2者以上あるときは、電子入札システムにより電子くじを実施する。
(5)再度入札等	①再度入札 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札による再度入札を行うこととし、初回の入札において有効な入札をした者に対し、再入札通知書を送付する。 なお、再度入札の回数は1回とする。 ②見積り合わせ 再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札で最低の価格で入札した者と電子入札システムにより見積り合わせを行うこととし、見積依頼対象者に見積依頼通知書を送付する。ただし、見積書を徴することが適切でないと認められる場合はこの限りではない。 見積依頼対象者は、見積書提出意思がある場合は、見積書を提出し、意思がない場合は、辞退届を提出すること。 見積書の提出は2回までとし、2回目の見積額でも予定価格の制限の範囲内に達しなければ、当該入札は不調とする。
(6)低入札価格調査制度	本入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する低入札価格調査の基準として「野田市低入札価格調査実施要領」を適用する。低入札価格調査基準価格については、同要領第4条（1）アを適用する。なお、低入札価格調査基準価格は、落札者の決定後に公表する。

	(ア) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者がいる場合は本入札を保留とし、入札参加者には後日結果を通知する。 (イ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。 (ウ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。 (エ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、入札書に合わせて提出した工事内訳書にある各項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の額のいずれかが「野田市低入札価格調査実施要領」に定める失格基準価格を下回った者は失格とする。 ※詳細は野田市ホームページを参照すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[11. 入札に関する要綱等] 野田市低入札価格調査実施要領 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(7) 紙入札での参加	①入札参加申請 紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認める。 その場合、入札参加申請受付期間中に「制限付一般競争入札参加申請書」及び「紙入札方式参加届出書」を管財課へ持参により提出すること。なお、紙入札業者として入札参加申込をした後、電子入札へ切り替えることはできない。 ②紙入札での参加を認める条件 ・電子入札導入のためICカード発行の申請中の場合 ・ICカードの記載事項（名義人等）の変更により電子入札システムが利用できない場合 ・ICカードの失効及び破損等でICカードが使用できなくなり、ICカード再発行の申請中の場合 ・パソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと認められる事由により、入札締切日時までに入札書が提出できない場合 ・その他、野田市が認めた場合 ③入札書等の提出 紙入札業者として入札に参加することが認められた場合は、次により入札書等を提出するものとする。 (ア) 入札書及び工事内訳書を封入の上、入札書受付期間中に管財課へ持参により提出すること。 (イ) 封筒表面に工事名、工事場所、入札参加者の住所、商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。 (ウ) 別途指定がある場合は、それに従うこと。
(8) 留意事項	①無効な入札 (ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札 (イ) 制限付一般競争入札参加資格確認書等の提出した資料に虚偽の記載を行った者のした入札 (ウ) 明らかに談合であると認められる入札 (エ) 電子認証書を不正に使用した入札 (オ) 入札書の金額が0円の入札 (カ) 再度入札における入札金額が、初回の最低入札金額以上の入札 (キ) 工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入

	札書の金額が異なる入札 (ク) 期限までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出しなかった落札候補者のした入札 (ケ) 電子入札の案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札 ・記名押印を欠く入札 ・金額を訂正した入札 ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札 ・委任状にある受任者以外の代理人がした入札 (コ) その他入札に関する条件に違反した入札 ②入札の延期又は中止 野田市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札執行の延期、又は入札の執行を中止することがある。この場合、入札参加者は異議を申し立てることはできない。 ③異議申し立て 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。 ④配置予定技術者 制限付一般競争入札参加資格確認書に記載する配置予定技術者については、他の入札の関連などで、複数の配置予定技術者とすることは認めない。また、主任技術者等選任通知書の提出前に配置予定技術者を変更する場合は、当該技術者に係る制限付一般競争入札参加資格確認書を提出すること。 ⑤その他 (ア) 現場説明会は、実施しない。 (イ) 入札参加者は、落札候補者となった場合、その翌日までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出することになるので、事前に提出書類等を準備しておくこと。 (ウ) 入札に必要な書類（指定様式）は、入札情報サービス又は野田市ホームページより入手すること。 (エ) 入札参加者は、野田市電子入札約款、野田市電子入札システム等運用基準を熟読し、入札に参加すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[11. 入札に関する要綱等] 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(9) 問合せ先	野田市 総務部 管財課 住 所：野田市鶴奉7番地の1 電 話：04-7199-4922 入札情報（野田市ホームページ）【HP検索】1000685 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/index.html

防犯カメラ設置・更新工事

公告日 令和6年11月1日

1 工事の概要

(1) 工事名	防犯カメラ設置・更新工事
(2) 工事場所	野田市関宿台町2088-1地先ほか21箇所
(3) 工期	契約の翌日から令和7年3月15日まで
(4) 工事番号	野市生第276号
(5) 概要	ひったくり等の路上犯罪防止のため、歩道等に鋼管柱を建柱し、防犯カメラを設置するとともに、既設のカメラを新品に交換するもの。
(6) 入札方法	本入札は、「ちば電子調達システム」を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。
(7) 週休2日制適用工事	本工事は、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制適用工事」の試行である。 詳細については、特記仕様書及び「野田市土木工事週休2日制適用工事試行要領」によるものとする。 ※詳細は野田市ホームページを参照すること。 [入札情報]→[入札制度等のお知らせ]→[11. 入札に関する要綱等] 野田市土木工事週休2日制適用工事試行要領 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。

(1) 基本的要件	①野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に登載されている者 ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者 ③野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成5年7月20日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者 ④野田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成12年5月11日制定）に基づく指名除外を受けていない者 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年間が経過している者 ⑥入札日前6月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者 ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者
(2) 工事種目	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により次の許可を受けている者

	<u>建設工事の種類（建設業法別表）：電気工事</u> <u>許可区分：一般建設業又は特定建設業</u> ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となる（建設業法第16条）。 <u>野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に「電気工事」で掲載されていること。</u>
(3) 総合評定値	上記2（2）の工事種目における経営事項審査の総合評定値（P点）が次の点数以上の者（建設業法第27条の29第1項） <u>総合評定値：要件なし</u>
(4) 地域要件	本店の所在地が次の場所にある者 <u>所在地：野田市</u>
(5) 施工実績	公告日前5年の間において、上記2（2）の工事種目に係る次の額以上の建設工事を官公庁又は民間から受注したことがある者（履行が完了していること）。 <u>施工実績：300万円以上（契約1件当たり）</u>
(6) 配置予定技術者	上記2（2）の工事種目について、次の資格を有する者を技術者として配置できる者 <u>配置予定技術者：主任技術者又は監理技術者</u> <u>専任：無</u> ・公告日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。 ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない（建設業法第26条第2項）。

3 入札手続等

(1) 設計図書等の閲覧	ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載する。 （閲覧期間） この公告の日から開札の日まで
(2) 入札参加申請	入札に参加を希望する者は、「制限付一般競争入札参加申請書」に必要事項を記入し、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。 （入札参加申請受付期間） <u>令和6年11月1日（金）午前8時30分から</u> <u>令和6年11月11日（月）午後5時00分まで</u>
(3) 競争参加資格確認通知	入札参加申請をした者には、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を送付する。 ただし、入札参加資格は開札後に審査するため、競争参加資格確認通知書

	が送付された場合であっても、入札参加資格を有すると確認したものではない。 入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指定して行う。
(4) 質疑	設計図書等について質問がある場合は、「質疑書」（指定様式）を電子メールで下記アドレス宛に送付し、管財課に送付した旨を電話により連絡すること。メールの件名は「（質疑）件名」とする。 ① 質疑受付期限 <u>締切日時：令和6年11月11日（月）午後5時00分まで</u> ② 送付先アドレス <u>nyusatsu@mail.city.noda.chiba.jp</u> ③ 回答方法 質疑書の提出等があった場合に、質疑受付期限の原則2日後（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに質疑回答書を入札情報サービスに掲載する。入札参加者は質疑回答書を必ず確認すること。
(5) 入札書の提出方法	① 入札書の提出 入札参加者は、電子入札システムにより、入札金額を入力し提出すること。入札書の受付締切後は、いかなる場合においても入札書を受け付けない。また、入札書を提出した後は、入札書の差し替え、訂正又は撤回をすることはできない。 （入札書受付期間） <u>令和6年11月15日（金）午前8時30分から</u> <u>令和6年11月18日（月）午後4時00分まで</u> ② 記載金額 契約金額は、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ③ 注意事項 入札書の提出後、入札金額の入力誤り等により入札を辞退したい場合は、開札日時までに、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を持参により提出すること。 なお、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので注意すること。
(6) 工事内訳書	入札に当たっては、入札書記載金額の内訳として、工事内訳書を作成し、電子入札システムの添付機能を利用して提出すること。 <u>工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札は無効となる。</u>
(7) 入札辞退	入札参加申込をした後で、やむを得ない事情により入札に参加しない場合は、次の方法により辞退届を提出すること。 ① 入札書受付期間前は、辞退届を管財課へ持参により提出すること。

	②入札書受付期間中は、辞退届を電子入札システムにより提出すること。 ③入札書受付期間後、開札日時までは、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 辞退届には、「自社都合」や「社内で検討した結果」等の不明確な理由ではなく、より具体的な理由を記載すること。 なお、入札参加者は辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。
--	---

4 開札の執行

(1) 開札	①開札日時 令和6年11月19日（火）午後1時50分 ②開札場所 野田市役所高層棟5階0A研修室
(2) 開札時の立会い	入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、開札日前日（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに管財課に電話により連絡すること。 なお、代表者もしくは受任者以外の者が立ち会う場合は、立会委任状を開札時に提出すること。
(3) 落札候補者	開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の入札額を提示した入札参加者を落札候補者として決定する。なお、落札候補者にはその旨を連絡する。 ただし、低入札価格調査基準価格を下回った場合はこの限りではない。
(4) 入札参加資格確認書	落札候補者は、その旨の連絡を受けた日の翌日（土・日曜日、祝日を除く）までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」を管財課へ持参により提出すること。
(5) 落札者の決定	落札候補者について、「制限付一般競争入札参加資格確認書」により資格審査を行い、入札参加資格要件に適合しているときに落札者と決定し、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。 適格者とならなかったときはその旨を通知するが、その場合は書面により説明を求めることができる。通知日から3日以内（土・日曜日、祝日を除く）に管財課に請求すること。

5 その他

(1) 予定価格	落札者の決定後に公表
(2) 保証金	①入札保証金：免除 ②契約保証金：納付 契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査基準価格を下回った金額で落札者となった場合は、10分の3以上とする。 なお、次のいずれかの方法により保証をとること。 (ア)金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。 (イ)公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の

	締結を行った場合は契約保証金を免除する。 (ウ)現金又は担保としての有価証券 ※詳細は指示書で確認すること。
(3)前払金・中間前払金・部分払	①前払金 契約金額が500万円以上（市内に本店を有する事業者にあつては、請負代金額が130万円以上）のとき、契約金額の40%以内で支払うものとする。 ②中間前払金 以下の要件を全て満たしている場合に、契約金額の20%以内で支払うものとする。 （1）当初の前払金の支払を受けていること。 （2）工期の2分の1を経過していること。 （3）工程表における工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 （4）工事の出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。 ③部分払 出来高の90%（前払金を含む）以内で、契約金額が500万円以上のときは2回以内とする。 ※契約締結前に中間前払金と部分払のどちらかを選択し、契約締結後は変更することはできない。
(4)電子くじ	落札候補者となるべき同価格の入札参加者が2人以上あるときは、電子入札システムにより電子くじを実施する。
(5)再度入札等	①再度入札 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札による再度入札を行うこととし、初回の入札において有効な入札をした者に対し、再入札通知書を送付する。 なお、再度入札の回数は1回とする。 ②見積り合わせ 再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札で最低の価格で入札した者と電子入札システムにより見積り合わせを行うこととし、見積り依頼対象者に見積り依頼通知書を送付する。ただし、見積書を徴することが適切でない認められる場合はこの限りではない。 見積り依頼対象者は、見積書提出意思がある場合は、見積書を提出し、意思がない場合は、辞退届を提出すること。 見積書の提出は2回までとし、2回目の見積り額でも予定価格の制限の範囲内に達しなければ、当該入札は不調とする。
(6)低入札価格調査制度	本入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する低入札価格調査の基準として「野田市低入札価格調査実施要領」を適用する。低入札価格調査基準価格については、同要領第4条（1）アを適用する。なお、低入札価格調査基準価格は、落札者の決定後に公表する。 （ア）低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者がいる場合は本入

	札を保留とし、入札参加者には後日結果を通知する。 (イ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。 (ウ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。 (エ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、入札書に合わせて提出した工事内訳書にある各項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の額のいずれかが「野田市低入札価格調査実施要領」に定める失格基準価格を下回った者は失格とする。 ※詳細は野田市ホームページを参照すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[11. 入札に関する要綱等] 野田市低入札価格調査実施要領 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(7) 紙入札での参加	①入札参加申請 紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認める。 その場合、入札参加申請受付期間中に「制限付一般競争入札参加申請書」及び「紙入札方式参加届出書」を管財課へ持参により提出すること。なお、紙入札業者として入札参加申込をした後、電子入札へ切り替えることはできない。 ②紙入札での参加を認める条件 ・電子入札導入のためICカード発行の申請中の場合 ・ICカードの記載事項（名義人等）の変更により電子入札システムが利用できない場合 ・ICカードの失効及び破損等でICカードが使用できなくなり、ICカード再発行の申請中の場合 ・パソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと認められる事由により、入札締切日時までに入札書が提出できない場合 ・その他、野田市が認めた場合 ③入札書等の提出 紙入札業者として入札に参加することが認められた場合は、次により入札書等を提出するものとする。 (ア) 入札書及び工事内訳書を封入の上、入札書受付期間中に管財課へ持参により提出すること。 (イ) 封筒表面に工事名、工事場所、入札参加者の住所、商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。 (ウ) 別途指定がある場合は、それに従うこと。
(8) 留意事項	①無効な入札 (ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札 (イ) 制限付一般競争入札参加資格確認書等の提出した資料に虚偽の記載を行った者のした入札 (ウ) 明らかに談合であると認められる入札 (エ) 電子認証書を不正に使用した入札 (オ) 入札書の金額が0円の入札 (カ) 再度入札における入札金額が、初回の最低入札金額以上の入札 (キ) 工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札 (ク) 期限までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出しなかった落札

	候補者のした入札 (ケ) 電子入札の案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札 ・記名押印を欠く入札 ・金額を訂正した入札 ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札 ・委任状にある受任者以外の代理人がした入札 (コ) その他入札に関する条件に違反した入札 ②入札の延期又は中止 野田市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札執行の延期、又は入札の執行を中止することがある。この場合、入札参加者は異議を申し立てることはできない。 ③異議申し立て 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。 ④配置予定技術者 制限付一般競争入札参加資格確認書に記載する配置予定技術者については、他の入札の関連などで、複数の配置予定技術者とすることは認めない。また、主任技術者等選任通知書の提出前に配置予定技術者を変更する場合は、当該技術者に係る制限付一般競争入札参加資格確認書を提出すること。 ⑤その他 (ア) 現場説明会は、実施しない。 (イ) 入札参加者は、落札候補者となった場合、その翌日までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出することになるので、事前に提出書類等を準備しておくこと。 (ウ) 入札に必要な書類（指定様式）は、入札情報サービス又は野田市ホームページより入手すること。 (エ) 入札参加者は、野田市電子入札約款、野田市電子入札システム等運用基準を熟読し、入札に参加すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[11. 入札に関する要綱等] 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(9) 問合せ先	野田市 総務部 管財課 住 所：野田市鶴奉7番地の1 電 話：04-7199-4922 入札情報（野田市ホームページ）【HP検索】1000685 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/index.html

木野崎幹線水路浚渫工事

公告日 令和6年11月1日

1 工事の概要

(1) 工事名	木野崎幹線水路浚渫工事
(2) 工事場所	野田市木野崎地先
(3) 工期	契約の翌日から令和7年3月25日まで
(4) 工事番号	農政工第12号
(5) 概要	木野崎幹線水路において、土砂が堆積し、小排水路の排水が滞り、周辺農地が乾田化しにくくなっていることから、市の施策であるブロックローテーションによる麦作の収穫に影響が出ているため、水路の浚渫を行うもの。
(6) 入札方法	本入札は、「ちば電子調達システム」を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。
(7) 週休2日制適用工事	本工事は、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制適用工事」の試行である。 詳細については、特記仕様書及び「野田市土木工事週休2日制適用工事試行要領」によるものとする。 ※詳細は野田市ホームページを参照すること。 [入札情報]→[入札制度等のお知らせ]→[11. 入札に関する要綱等] 野田市土木工事週休2日制適用工事試行要領 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。

(1) 基本的要件	①野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に登載されている者 ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者 ③野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成5年7月20日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者 ④野田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成12年5月11日制定）に基づく指名除外を受けていない者 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年間が経過している者 ⑥入札日前6月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者 ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者
-----------	---

(2) 工事種目	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により次の許可を受けている者 <u>建設工事の種類（建設業法別表）：しゅんせつ工事</u> <u>許可区分：一般建設業又は特定建設業</u> ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となる（建設業法第16条）。 <u>野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に「しゅんせつ工事」で登録されていること。</u>
(3) 総合評定値	上記2（2）の工事種目における経営事項審査の総合評定値（P点）が次の点数以上の者（建設業法第27条の29第1項） <u>総合評定値：要件なし</u>
(4) 地域要件	本店の所在地が次の場所にある者 <u>所在地：野田市</u>
(5) 施工実績	公告日前5年の間において、上記2（2）の工事種目に係る次の額以上の建設工事を官公庁又は民間から受注したことがある者（履行が完了していること）。 <u>施工実績：300万円以上（契約1件当たり）</u>
(6) 配置予定技術者	上記2（2）の工事種目について、次の資格を有する者を技術者として配置できる者 <u>配置予定技術者：主任技術者又は監理技術者</u> <u>専任：無</u> ・公告日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。 ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない（建設業法第26条第2項）。

3 入札手続等

(1) 設計図書等の閲覧	ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載する。 （閲覧期間） この公告の日から開札の日まで
(2) 入札参加申請	入札に参加を希望する者は、「制限付一般競争入札参加申請書」に必要事項を記入し、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。 （入札参加申請受付期間） <u>令和6年11月1日（金）午前8時30分から</u> <u>令和6年11月11日（月）午後5時00分まで</u>
(3) 競争参加資格	入札参加申請をした者には、電子入札システムにより競争参加資格確認通

格確認通知	知書を送付する。 ただし、入札参加資格は開札後に審査するため、競争参加資格確認通知書が送付された場合であっても、入札参加資格を有すると確認したものではない。 入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指定して行う。
(4) 質疑	設計図書等について質問がある場合は、「質疑書」（指定様式）を電子メールで下記アドレス宛に送付し、管財課に送付した旨を電話により連絡すること。メールの件名は「（質疑）件名」とする。 ① 質疑受付期限 <u>締切日時：令和6年11月11日（月）午後5時00分まで</u> ② 送付先アドレス <u>nyusatsu@mail.city.noda.chiba.jp</u> ③ 回答方法 質疑書の提出等があった場合に、質疑受付期限の原則2日後（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに質疑回答書を入札情報サービスに掲載する。入札参加者は質疑回答書を必ず確認すること。
(5) 入札書の提出方法	① 入札書の提出 入札参加者は、電子入札システムにより、入札金額を入力し提出すること。入札書の受付締切後は、いかなる場合においても入札書を受け付けない。また、入札書を提出した後は、入札書の差し替え、訂正又は撤回をすることはできない。 （入札書受付期間） <u>令和6年11月15日（金）午前8時30分から</u> <u>令和6年11月18日（月）午後4時00分まで</u> ② 記載金額 契約金額は、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ③ 注意事項 入札書の提出後、入札金額の入力誤り等により入札を辞退したい場合は、開札日時までに、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を持参により提出すること。 なお、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので注意すること。
(6) 工事内訳書	入札に当たっては、入札書記載金額の内訳として、工事内訳書を作成し、電子入札システムの添付機能を利用して提出すること。 <u>工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札は無効となる。</u>
(7) 入札辞退	入札参加申込をした後で、やむを得ない事情により入札に参加しない場合は、次の方法により辞退届を提出すること。

	①入札書受付期間前は、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 ②入札書受付期間中は、辞退届を電子入札システムにより提出すること。 ③入札書受付期間後、開札日時までは、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 辞退届には、「自社都合」や「社内で検討した結果」等の不明確な理由ではなく、より具体的な理由を記載すること。 なお、入札参加者は辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。
--	---

4 開札の執行

(1) 開札	①開札日時 令和6年11月19日（火）午後2時00分 ②開札場所 野田市役所高層棟5階0A研修室
(2) 開札時の立会い	入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、開札日前日（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに管財課に電話により連絡すること。 なお、代表者もしくは受任者以外の者が立ち会う場合は、立会委任状を開札時に提出すること。
(3) 落札候補者	開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の入札額を提示した入札参加者を落札候補者として決定する。なお、落札候補者にはその旨を連絡する。 ただし、低入札価格調査基準価格を下回った場合はこの限りではない。
(4) 入札参加資格確認書	落札候補者は、その旨の連絡を受けた日の翌日（土・日曜日、祝日を除く）までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」を管財課へ持参により提出すること。
(5) 落札者の決定	落札候補者について、「制限付一般競争入札参加資格確認書」により資格審査を行い、入札参加資格要件に適合しているときに落札者と決定し、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。 適格者とならなかったときはその旨を通知するが、その場合は書面により説明を求めることができる。通知日から3日以内（土・日曜日、祝日を除く）に管財課に請求すること。

5 その他

(1) 予定価格	落札者の決定後に公表
(2) 保証金	①入札保証金：免除 ②契約保証金：納付 契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査基準価格を下回った金額で落札者となった場合は、10分の3以上とする。 なお、次のいずれかの方法により保証をとること。 (ア)金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえ

	ることができる。 (イ)公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。 (ウ)現金又は担保としての有価証券 ※詳細は指示書で確認すること。
(3)前払金・中間前払金・部分払	①前払金 契約金額が500万円以上（市内に本店を有する事業者にあつては、請負代金額が130万円以上）のとき、契約金額の40%以内で支払うものとする。 ②中間前払金 以下の要件を全て満たしている場合に、契約金額の20%以内で支払うものとする。 (1)当初の前払金の支払を受けていること。 (2)工期の2分の1を経過していること。 (3)工程表における工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 (4)工事の出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。 ③部分払 出来高の90%（前払金を含む）以内で、契約金額が500万円以上のときは2回以内とする。 ※契約締結前に中間前払金と部分払のどちらかを選択し、契約締結後は変更することはできない。
(4)電子くじ	落札候補者となるべき同価格の入札参加者が2人以上あるときは、電子入札システムにより電子くじを実施する。
(5)再度入札等	①再度入札 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札による再度入札を行うこととし、初回の入札において有効な入札をした者に対し、再入札通知書を送付する。 なお、再度入札の回数は1回とする。 ②見積り合わせ 再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札で最低の価格で入札した者と電子入札システムにより見積り合わせを行うこととし、見積依頼対象者に見積依頼通知書を送付する。ただし、見積書を徴することが適切でないと認められる場合はこの限りではない。 見積依頼対象者は、見積書提出意思がある場合は、見積書を提出し、意思がない場合は、辞退届を提出すること。 見積書の提出は2回までとし、2回目の見積額でも予定価格の制限の範囲内に達しなければ、当該入札は不調とする。
(6)低入札価格調査制度	本入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する低入札価格調査の基準として「野田市低入札価格調査実施要領」を適用する。低入札価格調査基準価格については、同要領第4条（1）アを適用する。なお、低入札価格調査基準価格は、落札者の決定後に公表する。

	(ア) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者がいる場合は本入札を保留とし、入札参加者には後日結果を通知する。 (イ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。 (ウ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。 (エ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、入札書に合わせて提出した工事内訳書にある各項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の額のいずれかが「野田市低入札価格調査実施要領」に定める失格基準価格を下回った者は失格とする。 ※詳細は野田市ホームページを参照すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[11. 入札に関する要綱等] 野田市低入札価格調査実施要領 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(7) 紙入札での参加	①入札参加申請 紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認める。 その場合、入札参加申請受付期間中に「制限付一般競争入札参加申請書」及び「紙入札方式参加届出書」を管財課へ持参により提出すること。なお、紙入札業者として入札参加申込をした後、電子入札へ切り替えることはできない。 ②紙入札での参加を認める条件 ・電子入札導入のためICカード発行の申請中の場合 ・ICカードの記載事項（名義人等）の変更により電子入札システムが利用できない場合 ・ICカードの失効及び破損等でICカードが使用できなくなり、ICカード再発行の申請中の場合 ・パソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと認められる事由により、入札締切日時までに入札書が提出できない場合 ・その他、野田市が認めた場合 ③入札書等の提出 紙入札業者として入札に参加することが認められた場合は、次により入札書等を提出するものとする。 (ア) 入札書及び工事内訳書を封入の上、入札書受付期間中に管財課へ持参により提出すること。 (イ) 封筒表面に工事名、工事場所、入札参加者の住所、商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。 (ウ) 別途指定がある場合は、それに従うこと。
(8) 留意事項	①無効な入札 (ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札 (イ) 制限付一般競争入札参加資格確認書等の提出した資料に虚偽の記載を行った者のした入札 (ウ) 明らかに談合であると認められる入札 (エ) 電子認証書を不正に使用した入札 (オ) 入札書の金額が0円の入札 (カ) 再度入札における入札金額が、初回の最低入札金額以上の入札 (キ) 工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入

	札書の金額が異なる入札 (ク) 期限までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出しなかった落札候補者のした入札 (ケ) 電子入札の案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札 ・記名押印を欠く入札 ・金額を訂正した入札 ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札 ・委任状にある受任者以外の代理人がした入札 (コ) その他入札に関する条件に違反した入札 ②入札の延期又は中止 野田市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札執行の延期、又は入札の執行を中止することがある。この場合、入札参加者は異議を申し立てることはできない。 ③異議申し立て 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。 ④配置予定技術者 制限付一般競争入札参加資格確認書に記載する配置予定技術者については、他の入札の関連などで、複数の配置予定技術者とすることは認めない。また、主任技術者等選任通知書の提出前に配置予定技術者を変更する場合は、当該技術者に係る制限付一般競争入札参加資格確認書を提出すること。 ⑤その他 (ア) 現場説明会は、実施しない。 (イ) 入札参加者は、落札候補者となった場合、その翌日までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出することになるので、事前に提出書類等を準備しておくこと。 (ウ) 入札に必要な書類（指定様式）は、入札情報サービス又は野田市ホームページより入手すること。 (エ) 入札参加者は、野田市電子入札約款、野田市電子入札システム等運用基準を熟読し、入札に参加すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[11. 入札に関する要綱等] 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(9) 問合せ先	野田市 総務部 管財課 住 所：野田市鶴奉7番地の1 電 話：04-7199-4922 入札情報（野田市ホームページ）【HP検索】1000685 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/index.html

槇ノ内舗装補修工事

公告日 令和6年11月1日

1 工事の概要

(1) 工事名	槇ノ内舗装補修工事
(2) 工事場所	野田市中里字槇ノ内地先
(3) 工期	契約の翌日から令和7年2月25日まで
(4) 工事番号	野土道工第15号
(5) 概要	市道11102号線の既設アスファルト舗装が経年劣化により、路面状況が悪化している舗装の補修を行い、道路環境を改善するもの。
(6) 入札方法	本入札は、「ちば電子調達システム」を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。
(7) 週休2日制適用工事	本工事は、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制適用工事」の試行である。 詳細については、特記仕様書及び「野田市土木工事週休2日制適用工事試行要領」によるものとする。 ※詳細は野田市ホームページを参照すること。 [入札情報]→[入札制度等のお知らせ]→[11. 入札に関する要綱等] 野田市土木工事週休2日制適用工事試行要領 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。

(1) 基本的要件	①野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に登載されている者 ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者 ③野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成5年7月20日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者 ④野田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成12年5月11日制定）に基づく指名除外を受けていない者 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年間の経過している者 ⑥入札日前6月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者 ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者
(2) 工事種目	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により次の許可を受けている者

	<u>建設工事の種類（建設業法別表）：ほ装工事</u> <u>許可区分：一般建設業又は特定建設業</u> ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となる（建設業法第16条）。 <u>野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に「ほ装工事」で掲載されていること。</u>
(3) 総合評定値	上記2（2）の工事種目における経営事項審査の総合評定値（P点）が次の点数以上の者（建設業法第27条の29第1項） <u>総合評定値：要件なし</u>
(4) 地域要件	本店の所在地が次の場所にある者 <u>所在地：野田市</u>
(5) 施工実績	公告日前5年の間において、上記2（2）の工事種目に係る次の額以上の建設工事を官公庁又は民間から受注したことがある者（履行が完了していること）。 <u>施工実績：300万円以上（契約1件当たり）</u>
(6) 配置予定技術者	上記2（2）の工事種目について、次の資格を有する者を技術者として配置できる者 <u>配置予定技術者：主任技術者又は監理技術者</u> <u>専任：無</u> ・公告日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。 ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない（建設業法第26条第2項）。

3 入札手続等

(1) 設計図書等の閲覧	ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載する。 （閲覧期間） この公告の日から開札の日まで
(2) 入札参加申請	入札に参加を希望する者は、「制限付一般競争入札参加申請書」に必要事項を記入し、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。 （入札参加申請受付期間） <u>令和6年11月1日（金）午前8時30分から</u> <u>令和6年11月11日（月）午後5時00分まで</u>
(3) 競争参加資格確認通知	入札参加申請をした者には、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を送付する。 ただし、入札参加資格は開札後に審査するため、競争参加資格確認通知書

	が送付された場合であっても、入札参加資格を有すると確認したものではない。 入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指定して行う。
(4) 質疑	設計図書等について質問がある場合は、「質疑書」（指定様式）を電子メールで下記アドレス宛に送付し、管財課に送付した旨を電話により連絡すること。メールの件名は「（質疑）件名」とする。 ① 質疑受付期限 <u>締切日時：令和6年11月11日（月）午後5時00分まで</u> ② 送付先アドレス <u>nyusatsu@mail.city.noda.chiba.jp</u> ③ 回答方法 質疑書の提出等があった場合に、質疑受付期限の原則2日後（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに質疑回答書を入札情報サービスに掲載する。入札参加者は質疑回答書を必ず確認すること。
(5) 入札書の提出方法	① 入札書の提出 入札参加者は、電子入札システムにより、入札金額を入力し提出すること。入札書の受付締切後は、いかなる場合においても入札書を受け付けない。また、入札書を提出した後は、入札書の差し替え、訂正又は撤回をすることはできない。 （入札書受付期間） <u>令和6年11月15日（金）午前8時30分から</u> <u>令和6年11月18日（月）午後4時00分まで</u> ② 記載金額 契約金額は、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ③ 注意事項 入札書の提出後、入札金額の入力誤り等により入札を辞退したい場合は、開札日時までに、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を持参により提出すること。 なお、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので注意すること。
(6) 工事内訳書	入札に当たっては、入札書記載金額の内訳として、工事内訳書を作成し、電子入札システムの添付機能を利用して提出すること。 <u>工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札は無効となる。</u>
(7) 入札辞退	入札参加申込をした後で、やむを得ない事情により入札に参加しない場合は、次の方法により辞退届を提出すること。 ① 入札書受付期間前は、辞退届を管財課へ持参により提出すること。

	②入札書受付期間中は、辞退届を電子入札システムにより提出すること。 ③入札書受付期間後、開札日時までは、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 辞退届には、「自社都合」や「社内で検討した結果」等の不明確な理由ではなく、より具体的な理由を記載すること。 なお、入札参加者は辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。
--	---

4 開札の執行

(1) 開札	①開札日時 令和6年11月19日（火）午後2時10分 ②開札場所 野田市役所高層棟5階0A研修室
(2) 開札時の立会い	入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、開札日前日（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに管財課に電話により連絡すること。 なお、代表者もしくは受任者以外の者が立ち会う場合は、立会委任状を開札時に提出すること。
(3) 落札候補者	開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の入札額を提示した入札参加者を落札候補者として決定する。なお、落札候補者にはその旨を連絡する。 ただし、低入札価格調査基準価格を下回った場合はこの限りではない。
(4) 入札参加資格確認書	落札候補者は、その旨の連絡を受けた日の翌日（土・日曜日、祝日を除く）までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」を管財課へ持参により提出すること。
(5) 落札者の決定	落札候補者について、「制限付一般競争入札参加資格確認書」により資格審査を行い、入札参加資格要件に適合しているときに落札者と決定し、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。 適格者とならなかったときはその旨を通知するが、その場合は書面により説明を求めることができる。通知日から3日以内（土・日曜日、祝日を除く）に管財課に請求すること。

5 その他

(1) 予定価格	落札者の決定後に公表
(2) 保証金	①入札保証金：免除 ②契約保証金：納付 契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査基準価格を下回った金額で落札者となった場合は、10分の3以上とする。 なお、次のいずれかの方法により保証をとること。 (ア)金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。 (イ)公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の

	締結を行った場合は契約保証金を免除する。 (ウ)現金又は担保としての有価証券 ※詳細は指示書で確認すること。
(3)前払金・中間前払金・部分払	①前払金 契約金額が500万円以上（市内に本店を有する事業者にあつては、請負代金額が130万円以上）のとき、契約金額の40%以内で支払うものとする。 ②中間前払金 以下の要件を全て満たしている場合に、契約金額の20%以内で支払うものとする。 （1）当初の前払金の支払を受けていること。 （2）工期の2分の1を経過していること。 （3）工程表における工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 （4）工事の出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。 ③部分払 出来高の90%（前払金を含む）以内で、契約金額が500万円以上のときは2回以内とする。 ※契約締結前に中間前払金と部分払のどちらかを選択し、契約締結後は変更することはできない。
(4)電子くじ	落札候補者となるべき同価格の入札参加者が2人以上あるときは、電子入札システムにより電子くじを実施する。
(5)再度入札等	①再度入札 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札による再度入札を行うこととし、初回の入札において有効な入札をした者に対し、再入札通知書を送付する。 なお、再度入札の回数は1回とする。 ②見積り合わせ 再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札で最低の価格で入札した者と電子入札システムにより見積り合わせを行うこととし、見積り依頼対象者に見積り依頼通知書を送付する。ただし、見積書を徴することが適切でない認められる場合はこの限りではない。 見積り依頼対象者は、見積書提出意思がある場合は、見積書を提出し、意思がない場合は、辞退届を提出すること。 見積書の提出は2回までとし、2回目の見積り額でも予定価格の制限の範囲内に達しなければ、当該入札は不調とする。
(6)低入札価格調査制度	本入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する低入札価格調査の基準として「野田市低入札価格調査実施要領」を適用する。低入札価格調査基準価格については、同要領第4条（1）アを適用する。なお、低入札価格調査基準価格は、落札者の決定後に公表する。 （ア）低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者がいる場合は本入

	札を保留とし、入札参加者には後日結果を通知する。 (イ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。 (ウ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。 (エ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、入札書に合わせて提出した工事内訳書にある各項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の額のいずれかが「野田市低入札価格調査実施要領」に定める失格基準価格を下回った者は失格とする。 ※詳細は野田市ホームページを参照すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[11. 入札に関する要綱等] 野田市低入札価格調査実施要領 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(7) 紙入札での参加	①入札参加申請 紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認める。 その場合、入札参加申請受付期間中に「制限付一般競争入札参加申請書」及び「紙入札方式参加届出書」を管財課へ持参により提出すること。なお、紙入札業者として入札参加申込をした後、電子入札へ切り替えることはできない。 ②紙入札での参加を認める条件 ・電子入札導入のためICカード発行の申請中の場合 ・ICカードの記載事項（名義人等）の変更により電子入札システムが利用できない場合 ・ICカードの失効及び破損等でICカードが使用できなくなり、ICカード再発行の申請中の場合 ・パソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと認められる事由により、入札締切日時までに入札書が提出できない場合 ・その他、野田市が認めた場合 ③入札書等の提出 紙入札業者として入札に参加することが認められた場合は、次により入札書等を提出するものとする。 (ア) 入札書及び工事内訳書を封入の上、入札書受付期間中に管財課へ持参により提出すること。 (イ) 封筒表面に工事名、工事場所、入札参加者の住所、商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。 (ウ) 別途指定がある場合は、それに従うこと。
(8) 留意事項	①無効な入札 (ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札 (イ) 制限付一般競争入札参加資格確認書等の提出した資料に虚偽の記載を行った者のした入札 (ウ) 明らかに談合であると認められる入札 (エ) 電子認証書を不正に使用した入札 (オ) 入札書の金額が0円の入札 (カ) 再度入札における入札金額が、初回の最低入札金額以上の入札 (キ) 工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札 (ク) 期限までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出しなかった落札

	候補者のした入札 (ケ) 電子入札の案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札 ・記名押印を欠く入札 ・金額を訂正した入札 ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札 ・委任状にある受任者以外の代理人がした入札 (コ) その他入札に関する条件に違反した入札 ②入札の延期又は中止 野田市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札執行の延期、又は入札の執行を中止することがある。この場合、入札参加者は異議を申し立てることはできない。 ③異議申し立て 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。 ④配置予定技術者 制限付一般競争入札参加資格確認書に記載する配置予定技術者については、他の入札の関連などで、複数の配置予定技術者とすることは認めない。また、主任技術者等選任通知書の提出前に配置予定技術者を変更する場合は、当該技術者に係る制限付一般競争入札参加資格確認書を提出すること。 ⑤その他 (ア) 現場説明会は、実施しない。 (イ) 入札参加者は、落札候補者となった場合、その翌日までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出することになるので、事前に提出書類等を準備しておくこと。 (ウ) 入札に必要な書類（指定様式）は、入札情報サービス又は野田市ホームページより入手すること。 (エ) 入札参加者は、野田市電子入札約款、野田市電子入札システム等運用基準を熟読し、入札に参加すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[11. 入札に関する要綱等] 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(9) 問合せ先	野田市 総務部 管財課 住 所：野田市鶴奉7番地の1 電 話：04-7199-4922 入札情報（野田市ホームページ）【HP検索】1000685 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/index.html

野田市関宿地域一般廃棄物収集運搬処理業務（可燃ごみ）（債務負担行為）

公告日 令和6年11月1日

1 委託概要

(1) 業種区分	廃棄物処理
(2) 業務番号	野環清管委第69号
(3) 業務名	野田市関宿地域一般廃棄物収集運搬処理業務（可燃ごみ）（債務負担行為）
(4) 委託場所	環境部清掃管理課の指示する場所
(5) 委託期間	契約日の翌日から令和10年3月31日まで ただし、業務の履行期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。
(6) 委託業務内容	関宿地域における一般家庭より該当日に排出される可燃ごみを収集し、民間の一般廃棄物処理施設へ直接運搬し、処理・処分を行うもの。 ・3年間の収集作業日数 622日 ・3年間における収集処理・処分量 9,210トン程度 ・1日当たりの車両台数 8台

2 入札要領

(1) 入札書提出期限	令和6年11月18日（月）午後5時必着 ※入札書提出期限までの必着とし、期限までに到達しない場合は失格とする。 ※当日の消印有効ではない。
(2) 入札書提出方法	一般書留又は簡易書留により郵送すること。持参も可とする。提出した入札書の差し替え、訂正又は撤回をすることはできない。 ※下記「提出書類」を封筒に入れて封をし、「入札書」と同じ印で割印すること。封筒の表の余白に、案件名、事業者名、朱書きで「入札書在中」と記載すること。 ※各書類の日付は、入札書提出期限以前の日付とすること。
(3) 入札書提出先	〒278-8550 千葉県野田市鶴奉7番地の1 野田市総務部管財課契約係
(4) 提出書類	①入札書 ②誓約書・委任状（指定様式） ③積算内訳書（指定様式：6ページの積算内訳書を使用すること） ④廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設の許可証の写し ⑤担当者の名刺
(5) 開札日時	令和6年11月19日（火）午後1時30分
(6) 開札会場	野田市役所高層棟5階OA研修室
(7) 開札時の立会い	入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、開札日の前日（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに管財課に電話により連絡すること。なお、代表者もしくは受任者以外の者が立ち会う場合は、立会委任状を開札時に提出すること。
(8) 入札形態	紙入札（郵便入札）・制限付一般競争入札事後審査方式
(9) 予定価格	非公表
(10) 低入札価格調査制度	適用（失格基準あり）
(11) 入札保証金	免除
(12) 契約保証金	免除

3 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から開札日まで次の要件を全て満たす者とする。

(1) 基本的条件	①令和6・7年度野田市入札参加資格業者名簿（委託）に登録されている者。 ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者。 ③野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成5年7月20日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者。
-----------	---

	④野田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 12 年 5 月 11 日制定）に基づく指名停止を受けていない者。 ⑤手形交換所により取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから 2 年間の経過している者。 ⑥開札日前 6 月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者。 ⑦会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者。
(2) 入札参加者(事業者)の条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設において廃棄物処理が可能であること。一般廃棄物処理施設を所有しない場合は、廃棄物処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設を所有する事業者者に再委託することも可とする。 なお、廃棄物処理を自社で行う場合または再委託する場合のいずれの場合も、入札書に併せ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設の許可証の写しを提出すること。 野田市入札参加資格業者名簿（委託）に大分類「廃棄物処理」で掲載されていること。
(3) 地域要件	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のいずれかに本店がある者
(4) 受注実績	過去 10 年間に於いて、1 件の契約額が 500 万円以上の廃棄物の収集、運搬業務の実績を有すること。

4 入札手続

(1) 設計図書等の閲覧	入札参加申請受付期間に本庁舎及び関係支所の行政資料コーナー並びに管財課窓口で閲覧に供する。 また、野田市ホームページに掲載する。
(2) 入札参加申請	入札に参加を希望する者は、「制限付一般競争入札参加申請書」に必要事項を記入し提出すること。 入札参加申請受付 期 間：令和 6 年 11 月 1 日（金）から令和 6 年 11 月 11 日（月）まで （土・日曜日、祝日は除く） 時 間：午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く） 場 所：野田市役所 3 階 総務部管財課窓口 提出方法：郵送又は持参 ※入札参加申請受付期間内の必着とする 提出部数：1 部
(3) 入札書及び誓約書・委任状	①記載金額 入札書に記載する金額は、委託期間の総額を記載すること。 契約金額は、入札書に記載された額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。 ②金額の頭止め 入札書に記載する金額の頭止めには「金」・「円」ではなく、代表者印を押すこと。代表者又は担当者の認印も可とする。 ③誓約書・委任状 入札参加者は入札に際し、「誓約書・委任状」を提出すること。「誓約書・委任状」の提出が無い場合は失格とする。「誓約書・委任状」は、「入札書」に同封して提出すること。（指定の「誓約書・委任状」（兼用用紙）の様式を使用すること）。

(4) 積算内訳書	入札に当たっては、入札書記載金額の内訳として積算内訳書を作成し、入札書とあわせて提出すること。 <u>積算内訳書の提出が無い入札、積算内訳書に商号又は名称、代表者氏名、業務名、委託場所の記載が無い入札、積算内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札は無効となる。</u> ※積算内訳書は本公告 6 ページに掲載している様式を使用すること。
-----------	--

5 質疑応答

(1) 質疑の提出方法	設計図書等について質問がある場合は、「質疑書」（指定様式）を電子メールで下記照会先のアドレスに送付し、管財課に送付した旨を電話により連絡すること。メールの件名は「（質疑）件名」とする。
(2) 照会期限	令和 6 年 11 月 11 日（月）午後 5 時 00 分まで
(3) 照会先	nyusatsu@mail.city.noda.chiba.jp
(4) 回答方法	全ての質疑の回答は、照会期限から原則 2 日後（土・日曜日、祝日は除く）までに野田市ホームページに掲載する。 ・ http://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/joho/index.html

6 落札者の決定

(1) 落札候補者	予定価格の範囲内で最低の入札額を提示した入札参加者を「落札候補者」とする。ただし、低入札価格調査制度を適用し、同基準価格を下回った場合はこの限りではない。
(2) 入札参加資格確認書の提出	落札候補者は、開札日の翌日（土・日曜日、祝日は除く）までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」（指定様式）を管財課に提出すること。
(3) 落札者の決定	入札参加資格要件に適合した落札候補者を落札者と決定する。
(4) 通知	落札者及び落札候補者で落札者とならなかった者には、その旨を通知する。
(5) 申立て	落札候補者で落札者とならなかった者は、その説明を求めることができる。書面により通知日から 3 日以内に管財課に請求すること。

7 留意事項

(1) 無効な入札	①入札に参加する資格を有しない者のした入札 ②記名・押印を欠く入札 ③入札書の金額が 0 円の入札 ④金額を訂正した入札 ⑤誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札 ⑥明らかに談合であると認められる入札 ⑦再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札 ⑧許認可の登録等の確認書類を求められている入札において、許認可等が確認できる書類の提出が無い場合 ⑨積算内訳書の提出が無い場合、積算内訳書に商号又は名称、代表者氏名、業務名、委託場所の記載が無い場合、積算内訳書に押印が無い場合、積算内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる場合 ⑩制限付一般競争入札参加申請書又は制限付一般競争入札参加資格確認書等の提出した資料に虚偽の記載を行った者の入札 ⑪その他入札に関する条件に違反した入札
(2) 異議申し立て	入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
(3) 入札の延期・中止	入札の執行は、野田市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認めるときは、入札（開札）日時を延期、又は中止することがある。この場合、入札参加者は異議を申し立てることはできない。
(4) くじ	落札候補者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに入札事務に関係のない市職員に代理してくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。
(5) 再度入札等	①再度入札

	開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。初回の入札において無効な入札をした者は再度入札には参加できない。 なお、再度入札の回数は1回とする。 ②見積り合わせ 再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札で最低の価格で入札した者と見積り合わせを行う。見積書の提出は2回までとし、2回目の見積額でも予定価格の制限の範囲内に達しなければ、当該入札は不調とする。 ただし、見積書を徴することが適切でないと認められる場合はこの限りではない。
(4) 低入札価格調査制度	本入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する低入札価格調査の基準として「野田市低入札価格調査実施要領」を適用する。なお、低入札価格調査基準価格は公表しない。 (ア) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者がいる場合は本入札を保留とし、入札参加者には後日結果を通知する。 (イ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。 (ウ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。 (エ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、入札額が「野田市低入札価格調査実施要領」に定める失格基準価格を下回った者は失格とする。 ※詳細は野田市ホームページを参照すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[7. 入札に関する要綱等] 野田市低入札価格調査実施要領 http://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(5) 契約	契約は、収集運搬費用については1日1台当たりの単価契約とし、処理処分費用については1トン当たりの単価契約とする。 なお、落札者が自社処分場を所有しない場合、仕様書第5条に基づいて契約を締結するので、入札参加に当たっては、仕様書を熟読すること。
(6) その他	①次の者は入札に参加することができない。 (ア) 記名・押印を欠く入札書を提出した者 (イ) 「誓約書・委任状」の提出がない者、又は「誓約書・委任状」に不備がある場合 (ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設の許可証の写しの提出がない者 ②その他 (ア) 入札書及び誓約書・委任状には、業務名及び委託場所をこの公告の記載に従い記入すること。 (イ) 入札書及び誓約書・委任状には、代表者印（年間代理人を設けている場合は年間代理人の印）を押印すること。 (ウ) 入札参加申請をした後で、都合により入札に参加をしない場合は、開札執行前までに入札辞退届を提出すること。 入札辞退届には、「自社都合」や「社内で検討した結果」等の不明確な理由ではなく、より具体的な理由を記載すること。 なお、辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。 (エ) 入札参加申請書等の入札に必要な書類は、市ホームページで入手できる。ホームページで入手できない場合は、管財課窓口で配布するので申し出ること。

8 入札執行担当

千葉県 野田市 総務部 管財課 契約係

住 所：〒278-8550 千葉県野田市鶴奉7-1

電 話：04-7125-1111(代) 内線 2334・2335

入札情報（野田市の入札に関するホームページは次のアドレスで確認すること）

・<http://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/index.html> （入札情報のトップ画面）

(入札日) 令和 年 月 日

(宛先) 野 田 市 長

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 ⑩

積 算 内 訳 書

業 務 名 野田市関宿地域一般廃棄物収集運搬処理業務（可燃ごみ）（債務負担行為）

委 託 場 所 環境部清掃管理課の指示する場所

内訳書

項目（内訳）	収集運搬業務金額（円）				処理業務金額（円）				
直接業務費									直接人件費と直接物品費の合計
直接人件費									
直接物品費									当該業務に直接従事する者が当該業務を行うため、必要な物品を消費することによって発生する費用
業務管理費									当該業務を実施するうえで、受注者が現場業務を管理運営するために必要な直接業務費以外の費用
一般管理費等									受注者が企業を維持運営していくため、必要な直接業務費及び業務管理費以外の費用で、一般管理費及び営業利益
合 計：業 務 価 格 （税抜）									収集運搬業務金額（円）＋処理業務金額（円）を入札書に記載すること

（調査基準価格）

「野田市低入札価格調査実施要領」第4条（2）イを適用

（失格基準価格）

「野田市低入札価格調査実施要領」第5条（2）イを適用

注意事項

- 1 積算内訳書は入札の際に必ず提出すること。提出が無い場合、入札は無効となる。
- 2 積算内訳書に商号又は名称、代表者氏名、業務名、委託場所の記載が無い場合、入札は無効となる。
- 3 積算内訳書に押印が無い場合、入札は無効となる。
- 4 積算内訳書の、収集運搬業務金額（円）及び処理業務金額（円）の「合計：業務価格（税抜）」を合算した金額と、入札書の金額は一致すること。一致していない場合、入札は無効となる。